平成２３年（再イ）第５８号

岡山県瀬戸内市長船町服部103番地５

再生債務者　藤井　栄治

1　決議に付する再生計画案　平成24年１月26日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年３月７日

3　再生計画案に対する回答期間　平成24年３月７日まで

平成24年２月15日

岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第６７号

岡山県瀬戸内市長船町福里86番地13

再生債務者　橋本　尚寿

1　決議に付する再生計画案　平成24年１月23日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年３月７日

3　再生計画案に対する回答期間　平成24年３月７日まで

平成24年２月15日

岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第６８号

岡山県瀬戸内市長船町福里86番地13

再生債務者　橋本千佳子

1　決議に付する再生計画案　平成24年１月23日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年３月７日

3　再生計画案に対する回答期間　平成24年３月７日まで

平成24年２月15日

岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第２５号

徳島市城東町１丁目１番20―304号

再生債務者　笠井　洋平

1　決議に付する再生計画案　平成24年２月13日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年３月７日

3　再生計画案に対する回答期間　平成24年３月14日まで

平成24年２月15日　　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（再イ）第８３号

熊本市植木町岩野2137番地２

再生債務者　髙尾　雪子

1　決議に付する再生計画案　平成24年２月９日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年３月13日

3　再生計画案に対する回答期間　平成24年３月13日まで

平成24年２月14日

熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（再イ）第１０号

熊本県荒尾市東屋形４丁目14番地４

再生債務者　山口　浩昭

1　決議に付する再生計画案　平成23年12月８日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年３月19日

3　再生計画案に対する回答期間　平成24年３月19日まで

平成24年２月15日　熊本地方裁判所玉名支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再ロ）第１０００６号

長崎県東彼杵郡波佐見町村木郷2405番地19

再生債務者　宮崎　春喜

1　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年３月８日まで

4　一般異議申述期間　平成24年３月22日から平成24年３月29日まで

長崎地方裁判所佐世保支部

平成２３年（再ロ）第１０００５号

長崎県佐世保市田の浦町106番地60

再生債務者　齋藤　長二

1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年３月15日まで

4　一般異議申述期間　平成24年３月29日から平成24年４月５日まで

長崎地方裁判所佐世保支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第２１号

神戸市垂水区旭が丘１丁目４番14号

再生債務者　佐藤　信哉

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年１月19日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年３月６日まで

平成24年２月14日

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２３年（再ロ）第１００００２号

長崎県佐世保市鹿子前町70番地43

再生債務者　湯浅　龍児

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年11月29日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年３月13日まで

平成24年２月14日

長崎地方裁判所佐世保支部

平成２３年（再ロ）第２４号

札幌市豊平区平岸２条13丁目２番13―202号

再生債務者　工藤　大輔

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年２月９日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年３月14日まで

平成24年２月15日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再ロ）第１００００３号

長崎県佐世保市椎木町84番地26

再生債務者　沖田　美男

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年１月12日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年３月15日まで

平成24年２月14日

長崎地方裁判所佐世保支部

会社公告

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十四年四月一日であり、各社の株主総会の承認決議は平成二十四年二月二十二日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年四月二十七日

掲載頁　一一三頁（号外第九十号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年四月二十七日

掲載頁　一一五頁（号外第九十号）

（丙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年四月二十七日

掲載頁　一一五頁（号外第九十号）

平成二十四年二月二十三日

北海道札幌市中央区大通西十八丁目二番地一〇　（甲）株式会社エネサンス北海道

代表取締役　川浦　彰

北海道札幌市白石区平和通二丁目北二番一五号　（乙）株式会社エネサンス札幌

代表取締役　中村　裕一

北海道北斗市追分三丁目六番一号

（丙）函館ガス株式会社

代表取締役　宮本千代二

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙及び丙の権利義務全部（但し、平成二十四年二月二十二日付吸収分割契約に基づき、丙からダントープロダクツ株式会社（住所栃木県宇都宮市下岡本町二一三〇番地）に承継される事業を除く）を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十四年四月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.danto-holdings.co.jp/invest/koukoku.html

（乙）http://www.danto-holdings.co.jp/invest/koukoku.html

（丙）http://www.danto-holdings.co.jp/invest/koukoku.html

平成二十四年二月二十三日

栃木県宇都宮市下岡本町二四一三番地三　（甲）東日本ダントー株式会社

代表取締役　中田　憲司

名古屋市東区相生町五九番地　（乙）東海ダントー株式会社

代表取締役　新田　正男

東京都中央区日本橋浜町三丁目七番二号　（丙）ダントー株式会社

代表取締役　池上　　平